

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

**告 示**

- 生活保護法による介護機関の指定(二四二・福祉政策課) …… 1
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(二四三・福祉政策課) …… 2
- 地籍調査に関する事業計画(二四四・農山村振興課) …… 2
- 農用地土壌汚染対策計画の策定(二四五・水田総合利用課) …… 3
- 保安林の指定の解除(二四六・秋田地域振興局農林部) …… 3
- 秋田県営観光レクリエーション施設の利用料金の額の承認 …… 3

- (二四七・観光課) …… 3
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(二四八・都市計画課) …… 6
- 道路の供用開始(二四九・道路課) …… 6
- 道路区域の変更(二五〇、二五一・道路課) …… 6

**告 告**

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(施設調整課) …… 7
- 県営土地改良事業工事の完了(北秋田地域振興局農林部) …… 8
- 土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部) …… 8
- 土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部) …… 8
- 土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部) …… 8
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部) …… 8
- 土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部) …… 8
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部) …… 9
- 県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部) …… 9

**選挙管理委員会告示**

- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(四四) …… 9
- 政治団体の設立の届出(四五) …… 9
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(四六) …… 10
- 政治団体の解散の届出(四七) …… 12

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
仙北市介護予防支援事業所	仙北市長	仙北市田沢湖生保内字浮世坂二十番地	介護予防支援事業	平成十九年三月十五日
グループホームきざくら	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長	由利本荘市東由利老方字後田七十番地三	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年三月二十二日
グループホームあいかわ	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市新田目字大野五番地一	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年三月一日
だんらんハウス	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市新田目字大野五番地一	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年三月一日
老人保健施設昭平苑	医療法人仁恵会 理事長	湯沢市柳田字中嶋二百二十七番地一	介護予防短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
株式会社タクト介護センター小坂	株式会社タクト 代表取締役	鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平十一十九	介護予防訪問介護	平成十九年二月一日
まこと調剤薬局	株式会社トップオブビュー 代表取締役	潟上市飯田川下蛇川字道心谷地四十八一五	居宅療養管理指導	平成十九年三月十五日
シヨートステイさみどり	医療法人 秋田愛心会 理事長	山本郡三種町浜田字上浜田一番地	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成十九年三月十五日
さくらケアセンター	有限会社さくらヘルパーセンター 代表取締役	仙北郡美郷町本堂城回字若林百二十二番地二	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年三月十三日

**告 示**

- 政治団体の収支に関する報告書(四八) …… 14
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(四九) …… 15
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(五〇) …… 15
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(五一) …… 15
- 選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数及び三分の一の数(五二) …… 16
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(五三) …… 16
- 公安委員会公告 …… 16
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(会計課 二件) …… 16

**秋田県告示第二百四十二号**

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第二百四十三号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

春風ケアプランセンター	合同会社春風 代表社員	南秋田郡五城目町字下夕町八番地一	居宅介護支援事業	平成十九年三月三日
グループホームゆり	有限会社健生 代表取締役	由利本荘市前郷字御伊勢下四番地二十一	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年三月十二日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
ウイル訪問看護ステーション	医療法人白鳳会 理事長	大館市字裏町一番地内	訪問看護 介護予防訪問看護	平成十八年六月三十日

秋田県告示第二百四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六の三第二項の規定により、次のとおり平成十九年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年四月二十四日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一(一) 調査を行う者の名称  
秋田市
  - (二) 調査地域  
秋田市雄和平尾鳥字中村ほか六字
  - (三) 調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
  - 二(一) 調査を行う者の名称  
能代市
  - (二) 調査地域  
能代市二ツ井町字家後ほか五字
  - (三) 調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
  - 三(一) 調査を行う者の名称  
横手市
  - (二) 調査地域  
横手市金沢中野・安本・増田町亀田・平鹿町浅舞・平鹿町中吉田・雄物川大沢・十文字仁井田・十文字町・山内筏字九
  - 四(一) 調査を行う者の名称  
大館市
  - (二) 調査地域  
大館市早口字廉の沢ほか八字
  - (三) 調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
  - 五(一) 調査を行う者の名称  
男鹿市
  - (二) 調査地域  
男鹿市船川港双六・椿字金山沢ほか一字
  - (三) 調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
  - 六(一) 調査を行う者の名称  
湯沢市
  - (二) 調査地域  
湯沢市秋ノ宮・皆瀬字御獅子ヶ沢ほか十九字
  - (三) 調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
  - 七(一) 調査を行う者の名称  
鹿角市
  - 八(一) 調査を行う者の名称  
由利本荘市
  - (二) 調査地域  
由利本荘市大築・滝ノ沢・矢島町城内・矢島町荒沢・矢島町川辺・矢島町木在・東由利田代・東由利館合・東由利黒淵字段ノ下ほか四十八字
  - (三) 調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
  - 九(一) 調査を行う者の名称  
大仙市
  - (二) 調査地域  
大仙市刈和野・協和境・協和船岡・太田町太田・太田町永代・太田町川口字幅ほか二十字
  - (三) 調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
  - 十(一) 調査を行う者の名称  
にかほ市
  - (二) 調査地域  
にかほ市

- にかほ市金浦・黒川字三嶽前ほか三十七字  
調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 仙北市  
調査を行う者の名称
- 調査地域  
仙北市角館町山谷谷川崎字零田ほか七字  
調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 調査を行う者の名称  
藤里町  
調査地域  
藤里町柏毛字上谷地ほか六字  
調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 調査を行う者の名称  
八峰町  
調査地域  
八峰町峰浜石川・峰浜内荒川・八森字家の間ほか十七字  
調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 調査を行う者の名称  
八郎潟町  
調査地域  
八郎潟町浦大町字天道田ほか三字  
調査期間

- 平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで  
調査を行う者の名称  
美郷町  
調査地域  
美郷町金沢西根・金沢字黒滝ほか十四字  
調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 調査を行う者の名称  
羽後町  
調査地域  
羽後町杉宮・貝沢字柏野ほか五字  
調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで

秋田県告示第二百四十五号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第五条第一項の規定により、横手市増田町館花、八木、福島・北原、亀田第2地域に係る農用地土壌汚染対策計画を策定したので、第五条第六項の規定に基づき、その概要を次のとおり公告する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域の指定（平成十八年秋田県告示第四百四十六号）に掲げる区域をいう。以下「対策地域」という。）の区域内にある農用地についての利用上の区分及びその区分ごとの当該農用地の利用に関する基

本方針

七十・八ヘクタールの対策地域のうち、すべてを農用地として利用し、当該農用地は水田として利用する。

二 対策地域の区域内にある農用地に係る事業に関する事項

(一) 事業の実施地域 対策地域とする。

(二) 事業の内容

- (1) 汚染を防止するための事業  
再汚染を防止するため、水路及び排水路をコンクリート製品により舗装する。
- (2) 汚染を除去するための事業  
ア 上乗せ客土工法により、非汚染土二十センチメートル厚を客土する。復旧方式は、現状回復方式を採用する。  
イ けい酸石灰、よう成りん肥及び有機質資材を施用する。
- (三) 事業費の概算  
二十億二千二百二十五万円
- (四) 事業の実施者 秋田県

三 対策地域の区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況調査測定に関する事項

(一) 調査測定地点の所在地 横手市増田町館花、八木、福島・北原、亀田第2

(二) 調査測定者 秋田県

秋田県告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田市	郡市町村	大字	字	地番	五〇六、一〇四	五〇・六一〇四	五〇・六一〇四	〇・七〇七七	飛砂の防備	海岸保全施設用地
	新屋町	砂奴寄	三の一	台帳見込み (平方メートル) (ヘクタール)						

(関係図面は省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百四十七号

秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成四年秋田県条例

第三十六号）第十二条第一項の規定により、次のとおり秋田県営

観光レクリエーション施設の利用料金を承認したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県営矢島スポーツ宿泊センター  
一 宿泊室の利用料金

区		分		使用の単位	利用料金の額
宿泊室		普通料金		一人一泊につき	二、五〇〇円
団体料金 (二十人以上の団体)		小学校児童及び中学校生徒	一般		
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒	一人につき	二、九〇〇円
高校生	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒		
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒		

備考

一 暖房設備の利用期間にあつては、この表に定める額に、使用の単位ごとに、三百円を加算した額を宿泊室の利用料金の額とする。

二 小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するとき  
は、当該者を小学校児童とみなす。  
三 この表の額及び備考一の暖房設備利用料金の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

二 休憩室、浴室等の利用料金  
(一) 休憩室を使用する場合の利用料金

区		分		使用の単位	利用料金の額
普通料金		小学校児童及び中学校生徒		一人につき	一時間以内 一五〇円 一時間を超え四時間以内 二五〇円 四時間を超えるとき 二五〇円に四時間を超える時間一時間ごとに五〇円を加えた額 一時間以内 二五〇円 一時間を超え四時間以内 五〇〇円 四時間を超えるとき 五〇〇円に四時間を超える時間一時間ごとに一〇〇円を加えた額 一時間以内 一〇〇円 一時間を超え四時間以内 二〇〇円
団体料金 (二十人以上の団体)		小学校児童及び中学校生徒			

区		分				利 用 料 金 の 額		
サブグラウンド	メイングラウンド	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		公開時間の開始時刻から正午まで	正午から公開時間の終了時刻まで	一日
一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童			
四、八〇〇円	二、四〇〇円	三、〇〇〇円	一、五〇〇円	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円		五、〇〇〇円	八、〇〇〇円
							一〇、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
							二、五〇〇円	四、〇〇〇円
							五、〇〇〇円	八、〇〇〇円
							八、〇〇〇円	一、二、八〇〇円

(一) 休憩室のうち中広間又は大広間を貸切使用する場合の利  
用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
中広間	一室につき	一時間以内 二、〇〇〇円 一時間を超え四時間以内 三、六〇〇円 四時間を超えるとき 三、六〇〇円 七〇〇円を加えた額
大広間	二分の一室	一時間以内 二、五〇〇円

につき	
一室につき	一室につき
一時間を超え四時間以内 四、五〇〇円	一時間以内 五、〇〇〇円
四時間を超えるとき 四、五〇〇円 八〇〇円を加えた額	一時間を超え四時間以内 九、〇〇〇円
四時間を超えるとき 九、〇〇〇円 六〇〇円を加えた額	一時間を超え四時間以内 九、〇〇〇円

(二) 浴室を使用する場合の利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
小学校児童及び 中学校生徒	一人一日につき	一五〇円
一般		三〇〇円

三グラウンド等の利用料金

一般	四時間を超えるとき 二〇〇円に四時間を超える時間一時間ごと に三〇円を加えた額
一般	一時間以内 一五〇円
一般	一時間を超え四時間以内 二五〇円
一般	四時間を超えるとき 二五〇円に四時間を超える時間一時間ごと に五〇円を加えた額

多目的広場	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	
	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童
入場料を徴収しない場合	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童
	二、四〇〇円	二、四〇〇円	四、八〇〇円	二、四〇〇円
入場料を徴収する場合	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童
	二、四〇〇円	二、四〇〇円	一、二〇〇円	二、四〇〇円
入場料を徴収しない場合	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童
二、四〇〇円	二、四〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	四、〇〇〇円

備考

- 一 この表において「一日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、グラウンド等の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校等の学生並びに高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）、中学校生徒並びに小学校児童をいう。
- 四 使用者が入場料を徴収しない場合で営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、入場料を徴収する場合の利用料金の額とする。
- 五 この表は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

秋田県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項にお

一 道路の区域

県道	道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧	駒ヶ岳線				
	A	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番一六地先から二番二〇まで			八・〇〇〇〇五・一・〇〇	〇・五四〇
	B	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番一六地先から二番二〇地先まで			一三・〇〇〇〇五・一・〇〇	〇・四五二

いて準用する同法第二十条第一項の規定により、能代市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書  
二ツ井都市計画公園（四・四・一号二ツ井中央公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	金光寺能代線	能代市字坊ヶ崎九二番三から字松長布五五六番まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年四月二十五日午後二時
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
（一）場所 建設交通部道路課  
（二）期間 平成十九年四月二十四日から同年五月七日まで

秋田県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺田典城

新	駒ヶ岳線	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番一六地先から二番二〇地先まで	一三・〇〇〇〇五・一・〇〇〇	〇・四五二
---	------	-------------------------------	----------------	-------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年四月二十四日から同年五月七日まで

秋田県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			B	A		
県 道	旧	西山生保内線	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番一六番地先から二番二三九地先まで	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番二三九地先まで	七・五〇〇〇七六・〇〇〇	一・〇五〇
			仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番一六番地先から二番二三九地先まで	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番一六番地先から二番二三九地先まで	一二・〇〇〇〇六四・〇〇〇	〇・九三八
新		西山生保内線	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番一六番地先から二番二三九地先まで	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番一六番地先から二番二三九地先まで	一二・〇〇〇〇六四・〇〇〇	〇・九三八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年四月二十四日から同年五月七日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月二十四日 秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 役務の名称及び数量 秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会開閉閉会式会場等仮設施設設営管理業務委託 一式
  - (二) 役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 履行期間 契約締結の日から平成十九年十一月三十日（金）まで
  - (四) 履行場所

別途指示する場所

- 二 入札に参加する者に必要な資格等
  - (一) 入札に参加する者に必要な資格
    - (1) 単独企業として参加しようとする者は、次の各号によらなければならない。
    - ア 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）以下「施行令」という。）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
    - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有し、物品供給業者等登録名簿の営業種目広告・各種イベントに登録されていること。
    - ウ なお、現に資格を有していない者については、入札参加資格確認申請をするまでに登録申請をすること。
    - エ 当該役務に従事する技術者を専任で一人以上配置できること。
    - オ 過去五年間に皇族の御臨席を仰いで、総参加二万五千人を超える屋外イベントの設営管理業務を受託した実績を有すること。
    - カ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(2) 共同企業体として参加しようとする者は、次の各号によらなければならない。

- ア 共同企業体の構成員数は、二又は三とすること。
- イ 共同企業体のすべての構成員が、前項による単独企業及び他の共同企業体の構成員として入札参加資格確認申請をしないこと。
- ウ 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となつて当該委託業務を共同連携して行うこと。
- エ 共同企業体のすべての構成員が、施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- オ 共同企業体のすべての構成員が、秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有し、物品供給業者等登録名簿の営業種目広告・各種イベントに登録されていること。
- カ なお、現に資格を有していない者については、入札参加資格確認申請をするまでに登録申請をすること。
- キ 共同企業体のすべての構成員が当該役務に従事する技術者を専任で一人以上配置できること。
- ク 共同企業体の構成員の一人以上が、過去五年間に皇族の御臨席を仰いで、総参加二万人を超える屋外イベント

の設営管理業務を受託した実績を有すること。  
 ク 共同企業体の代表者となる構成員は、出資比率が構成員中最大であること。  
 ケ 共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の一〇分の六を下限とすること。

コ 共同企業体の構成員の一人以上が当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 (二) (1)イ及び(1)オの資格に係る申請  
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有していない者で、入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十九年五月十五日(火)までに提出すること。

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一  
 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四〇)

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一  
 秋田県総務企画部国体・障害者スポーツ大会局施設調整課(電話番号〇一八八六〇一五二一五)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年四月二十四日(火)から五月十五日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十九年六月四日(月)午前九時三十分  
 秋田県庁第二庁舎五階 第五二会議室

五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条及び第六十三条に規定するところによる。

六 その他  
 (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (二) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (三) 入札の無効  
 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

四 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否 要  
 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。  
 (七) その他  
 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Subject matter and quantity of the services to be required : Temporary institution for the opening and closing ceremonies in the Akita Wakasugi National Athletic Meet  
 2 Time-limit of tender : 9:30 A.M. 4 June, 2007  
 3 Contact point for the notice/Facility Planning Bureau for National Sports Events, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8572, Japan TEL 018-860-5215

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業(手代沼地区ため池等整備事業(ため池等整備))  
 完了年月日 平成十九年一月十六日

二 県営土地改良事業(真中大堰地区かんがい排水事業(一般型))  
 完了年月日 平成十九年三月八日

三 県営土地改良事業(綴子地区基幹水利施設補修事業)  
 完了年月日 平成十九年三月十九日

四 県営土地改良事業(浦田地区ほ場整備事業(担い手育成型))  
 完了年月日 平成十九年三月二十八日

五 県営土地改良事業(立花地区特定農業用管水路等特別対策事業)  
 完了年月日 平成十九年三月三十日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、荷上場土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年四月二十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、男鹿東部土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年四月二十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名  
 男鹿市脇本富永字飯ノ森五十一番地一 佐藤 信敏

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年四月二十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 飯田川土地改良区  
 退任理事の住所及び氏名  
 潟上市飯田川飯塚字飯塚二十七番地 車屋 善也

二 南秋田郡真崎堰土地改良区  
 退任理事の住所及び氏名  
 潟上市飯田川飯塚字飯塚二十七番地 車屋 善也

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、雄和土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年四月二十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、由利本荘市矢島町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県営土地改良事業（般若寺地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十八年十二月二十六日
- 二 県営土地改良事業（黒川地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十九年三月二十八日
- 三 県営土地改良事業（亀田地区担い手育成基盤整備事業（高度利用型））  
完了年月日 平成十九年二月二十二日

**選挙管理委員会告示**

**秋選管告示第四十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十九年二月二十七日に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年四月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県不動産職 域支部	異動事項 会 計 責 任 者	内 容	届出年月日
		新 旧	平成十九年二月二十七日
	佐野貞文	鈴木秀夫	

**秋選管告示第四十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十九年三月一日から同月三十一日までの一

に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年四月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県潟上市支部	代表者氏名 藤 原 俊 久	会計責任者氏名 鈴 木 斌 次 郎	主たる事務所所在地 潟上市天王字上江川四十七―四百五十六	届出年月日 平成十九年三月十九日
--------------------------	------------------	----------------------	---------------------------------	---------------------

二 その他の政治団体

政治団体の名称 政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
石塚みつる後援会	田 中 龍 夫	須 合 邦 夫	秋田市中通五丁目一―十九	平成十九年三月六日
岩井川皓二後援会	岩 井 川 皓 二	高 橋 文 明	湯沢市成沢字堤端百十五番地	平成十九年三月十五日



小柳勉後援会	税理士による二田孝治後援会	高橋まつじ後援会	秋田県農協政治連盟うご支部	伊藤たけし後援会	山田みのる後援会	ばっけの会	高橋智徳後援会	きし茂紀後援会	秋田県麺類飲食業政治連盟	花岡有一後援会	鈴木たかお後援会	秋田県社会保険労務士政治連盟	武田武後援会	佐々木喜一後援会	にせき陽子と歩む会	工藤四郎後援会	堀田賢逸後援会	A・WIND!! 明石ひろやす後援会	
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	
八郎潟町夜叉袋字大嶋田八一五	秋田市牛島東三丁目三十九	日景一志	仙道美智子	石田 強	山岡紀子	堀井三雄	高橋昭三	石川 惣一	谷口由明	多賀谷 幸正	越前屋 幸次郎	福井千里	富樫 善三	阿部 勝憲	内田 慶一	横田 まゆみ	秋田市雄和新波字樋口五番地	森田 貞一	大館市字大町四十
八郎潟町字下川原五十四	秋田市旭南三十七十二	浪岡敏彦	篠木玲子	大庭三男	須田誠二	山岡 緑三郎	大塚 三代治	岸 茂男	白根 幸	越後 国行	越前 和俊	鈴木隆夫	渡部 喜政	成田 国三	桜谷 健一	大久保 智子	秋田市雄和新波字樋口十番地	中嶋 岩雄	大館市柄沢字山王台十六十二
平成十九年三月二十三日	平成十九年三月二十二日	"	平成十九年三月二十日	"	平成十九年三月十六日	"	平成十九年三月十五日	平成十九年三月十四日	"	"	平成十九年三月九日	平成十九年三月八日	"	"	"	平成十九年三月六日	平成十九年三月五日	"	平成十九年三月二日

大館市北秋田郡建設業政治連盟	会計責任者	細田和雄	平成十九年三月二十七日
渡辺芳勝政治経済研究所	会計責任者	若狭吉太郎	平成十九年三月二十八日
くらしと政治をつなぐ会佐藤加代子事務所	主たる事務所の所在地 会計責任者	秋田市中通一―四―五 古沢ビル六F 大島温子	平成十九年三月二十九日
戸田俊樹後援会	代表者	戸田久紀	"
藤原友一後援会	会計責任者	藤原敏夫	"
村岡秀一後援会	会計責任者	村岡実	平成十九年三月三十一日
村岡伍一	佐藤嘉毅	柏崎重嗣	"
	戸田馨	富岡朝子	"
	納谷剛	河田重夫	"
	秋田市寺内蛭根三丁目二十―十八		"

秋選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十九年三月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年四月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党天王支部	三浦兼	平成十九年二月二十八日	平成十九年三月十五日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
塚本民雄後援会	片谷博光	平成十八年十一月三十日	平成十九年三月一日
多賀谷専一後援会	土佐武	平成十九年二月二十八日	平成十九年三月二日
阿部清悦を励ます会	野呂弘	平成十八年十二月三十日	平成十九年三月五日
佐藤弘康後援会	花田末蔵	平成十九年一月一日	"

北林孝市後援会	藤原友一後援会	小松一義後援会	みうら一夫後援会	新田豊治後援会	新しい風の会	石橋よしお後援会	金田陽太郎後援会	佐々木圭一後援会	米山七郎後援会	高橋善之助後援会	山田みのる後援会	佐々木勇進後援会	菊池謙逸後援会	松沢清光後援会	畠山清昭後援会	大坂谷征志後援会	嶋田則男後援会	伊藤忠夫後援会	大坂たけお後援会
清水重蔵	黒木隆治	田村弘	鈴木壱夫	土田一美	土田一男	石橋嘉雄	米倉芳考	斉藤良一	鈴木万喜夫	中田萬一郎	佐藤清治	佐々木京子	千葉廸夫	今野谷満	渡辺明	大坂谷征志	鎌田運治郎	伊藤裕之	小松末五郎
平成十八年十二月三十一日	平成十八年十二月二十五日	平成十八年十二月一日	平成十八年十二月三十一日	平成十九年三月四日	平成十九年三月二十一日	平成十八年十二月三十日	平成十九年三月十四日	平成十八年十月三十日	平成十八年十二月二十五日	平成十九年三月十五日	平成十九年三月十六日	平成十八年十二月三十一日	平成十八年十二月二十五日	平成十八年十二月二十五日	平成十八年十二月十日	平成十九年二月二十八日	平成十八年十二月二十日	平成十九年一月三十日	平成十八年十二月三十一日
”	平成十九年三月二十九日	平成十九年三月二十七日	平成十九年三月二十六日	”	平成十九年三月二十三日	”	”	平成十九年三月二十日	”	平成十九年三月十九日	”	平成十九年三月十六日	”	平成十九年三月十五日	平成十九年三月十三日	平成十九年三月二十八日	平成十九年三月七日	平成十九年三月六日	平成十九年三月五日

秋選報告告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十七年四月二十日

宮田 豊 田 中 野 一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

Ⅰ 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 **自由民主党天王支部** (平成19年分)

報告年月日 平成19年3月15日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 206,768円

前年からの繰越額 205,268円

本年の収入額 1,500円

(ロ) 支出総額 0円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

(イ) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 1,500円

合 計 1,500円

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 **塚本民雄後援会** (平成18年分)

報告年月日 平成19年3月1日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 10,000円

前年からの繰越額 10,000円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **阿部清悦を励ます会** (平成18年分)

報告年月日 平成19年3月5日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 2,766円

前年からの繰越額 2,766円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **大坂たけお後援会** (平成18年分)

報告年月日 平成19年3月5日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 32,180円

前年からの繰越額 32,180円

本年の収入額 0円

政治団体の名称 **金田陽太郎後援会** (平成19年分)

報告年月日 平成19年3月20日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 446,297円

前年からの繰越額 446,297円

本年の収入額 0円

前年からの繰越額 32,180円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 32,180円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

経常経費 32,180円

備品・消耗品費 14,180円

事務所費 18,000円

合 計 32,180円

政治団体の名称 **嶋田則男後援会** (平成18年分)

報告年月日 平成19年3月7日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 20,000円

前年からの繰越額 20,000円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **松沢清光後援会** (平成18年分)

報告年月日 平成19年3月15日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 155,615円

前年からの繰越額 155,615円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **佐々木勇進後援会** (平成18年分)

報告年月日 平成19年3月16日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 16,919円

前年からの繰越額 16,919円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 16,919円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

経常経費 16,919円

備品・消耗品費 16,919円

合 計 16,919円

政治団体の名称 **金田陽太郎後援会** (平成19年分)

報告年月日 平成19年3月20日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 446,297円

前年からの繰越額 446,297円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **新しい風の会** (平成19年分)

報告年月日 平成19年3月23日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 2,000円

前年からの繰越額 2,000円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **小松一義後援会** (平成17年分)

報告年月日 平成19年3月27日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 257,000円

前年からの繰越額 0円

本年の収入額 257,000円

(ロ) 支出総額 257,000円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 107,000円

寄附 150,000円

個人からの寄付 150,000円

合 計 257,000円

(イ) 支出の内訳

経常経費 20,000円

人件費 20,000円

政治活動費 237,000円

組織活動費 237,000円

合 計 257,000円

政治団体の名称 **北林孝市後援会** (平成18年分)

報告年月日 平成19年3月29日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 201,438円

前年からの繰越額 201,438円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 0円

イ 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
多賀谷専一後援会 (平成19年分)	平成19年3月2日

佐藤弘康後援会 (平成19年分)	平成19年3月5日
伊藤忠夫後援会 (平成19年分)	平成19年3月6日
大坂谷征志後援会 (平成19年分)	平成19年3月8日
島山清昭後援会 (平成18年分)	平成19年3月13日
菊地謙逸後援会 (平成18年分)	平成19年3月15日
山田みのる後援会 (平成16年分)	平成19年3月16日
山田みのる後援会 (平成17年分)	平成19年3月16日

山田みのる後援会 (平成18年分)	平成19年3月16日
山田みのる後援会 (平成19年分)	平成19年3月16日
高橋善之助後援会 (平成19年分)	平成19年3月19日
米山七郎後援会 (平成18年分)	平成19年3月19日
佐々木圭一後援会 (平成18年分)	平成19年3月20日
石橋よしお後援会 (平成18年分)	平成19年3月20日
新田豊治後援会 (平成19年分)	平成19年3月23日

みうら一夫後援会 (平成18年分)	平成19年3月26日
藤原友一後援会 (平成18年分)	平成19年3月29日
小松一義後援会 (平成18年分)	平成19年3月27日

**秋選管告示第四十九号**  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年四月二十四日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
岩井川 皓 二	秋田県議会議員	岩井川皓二後援会	湯沢市成沢字堤端百十五番地	平成十九年三月十五日
				代表者氏名 岩井川 皓 二

**秋選管告示第五十号**  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事

項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年四月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項		届出年月日
			主たる事務所の所在地	内容	
工藤 四 郎	秋田市議会議員	工藤四郎後援会	秋田市雄和新波字樋口五番地	新 旧	平成十九年三月五日

**秋選管告示第五十一号**  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年四月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の取消の  
 取り消した資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名	称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
大坂谷 征 志	大館市議会議員	大坂谷征志後援会	公安委員会公告	大館市釈迦内字台野道上九番地二十	大坂谷 征 志	平成十九年三月八日

秋選管告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十九年四月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、〇四五

三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

二二五、三七二

秋選管告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十九年四月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

九〇、一一六

選挙区別	秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
秋田市	九〇、一一六
能代市山本郡	二七、四八八
横手市	二八、八五〇
大館市	二三、一一二
男鹿市	一〇、一四五
湯沢市雄勝郡	二一、三七七
湯沢市鹿角郡	三二、九二四
由利本荘市	二四、六九六
潟上市	九、七七八
大仙市仙北郡	三二、七二五

公安委員会公告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 借入物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 二千四十台
  - (二) 借入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 契約期間  
平成十九年十月一日（月）から平成二十四年九月三十日（日）まで
  - (四) 借入物品の設置場所  
別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇〇九五五 秋田市山王四丁目一番五号  
秋田県警察本部警務部会計課（電話番号〇一八―八六三―一一一）
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年四月

- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十九年六月八日（金）午後二時  
秋田県警察本部三階 会議室二
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (三) 入札の無効  
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
  - (四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (五) 契約書作成の要否 要
  - (六) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
  - (七) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要  
Summary  
I Nature and quantity of items to be rented : 2040 Personal Computers

2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 8 June, 2007  
 3 Contact point for the notice : Finance Section, Police Administration Department, Akita Prefectural Police Headquarters, 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita Prefectural 010-0951, Japan  
 TEL 018-863-1111 ext.2247(Japanese only)

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき公告する。  
 平成十九年四月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 借入物品の名称及び数量
  - (二) 秋田県警察遺失物管理システム 一式
  - (三) 借入物品の仕様等
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 契約期間  
平成十九年十月一日（月）から平成二十四年九月三十日（日）まで
  - (六) 借入物品の設置場所
  - (七) 別途指定する場所
  - (八) 入札に参加する者に必要な資格
  - (九) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (十) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (十一) 契約条項を示す場所等
  - (十二) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

一 政党

郵便番号〇一〇〇九五― 秋田市山王四丁目一番五号  
 秋田県警察本部警務部会計課（電話番号〇一八―八六三―一一一）  
 (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年四月二十四日（火）から平成十九年六月六日（水）までの期間、(一)の場所において随時交付する。  
 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十九年六月八日（金）午後三時  
 秋田県警察本部三階 会議室二  
 五 入札保証金  
 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十一条から第百六十三条までに規定するところによる。  
 六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効  
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。  
 (五) 契約書作成の要否 要  
 (六) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出する。詳細は、入札説明書による。  
 (七) その他  
 概要  
 Summary  
 1 Nature and quantity of item to be rented : 1 set Akita Prefectural Police lost and found article total management system  
 2 Time-limit of tender : 3:00 P.M. 8 June, 2007  
 3 Contact point for the notice : Finance Section, Police Administration Department, Akita Prefectural Police Headquarters, 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita Prefectural 010-0951, Japan TEL 018-863-1111 ext.2249(Japanese only)

正 誤

ページ 段 行 誤 正  
 平成十九年二月十三日（号外第一号）掲載の秋選管告示第十五号（政治団体の解散の届出）（原稿誤り）  
 四ページの表中

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党大雄支部	伊藤俊悦	平成十八年十二月一日	平成十九年一月四日
自由民主党昭和支部	菅原三朗	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月二十三日

は

の誤り

一  
政党

自由民主党昭和町支部	自由民主党大雄支部	政治団体の名称
菅原三朗	伊藤俊悦	代表者氏名
平成十八年十二月三十一日	平成十八年十二月一日	解散年月日
平成十九年一月二十三日	平成十九年一月四日	届出年月日

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄